

9

理事長・施設長災害補償制度

(団体総合生活補償保険(標準型))

加入対象

全施設の理事長・施設長

◆この制度の特長

- ①日本国内外を問わず、業務中、通勤途上、日常生活などにおいて発生したさまざまな急激・偶然・外来の事故によるケガを24時間補償します。
- ②本制度の傷害保険金のお支払いは次のとおりです。
 傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。
 傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。



◆被保険者(補償の対象者)

大阪府社会福祉協議会の会員法人・施設の理事長・施設長
 (政府労災保険の対象者(特別加入者)も加入できます)

◆お支払いの対象となる主な事故例

- 施設内で植木の伐採中、誤ってハサミで手を切った。
- 卒園旅行の引率中、レクリエーション参加中に転倒し、足を捻挫した。
- 休暇中に自転車に乗って移動中、車にはねられケガを負い後遺障害を負った。

等

◆保険金額と保険料

加入限度口数は1口です。

保険金の種類	加入タイプ	
	I 型 傷害入院保険金および 傷害手術保険金支払日数延長(730日)特約付	II 型 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金 および通院保険金」補償特約付
傷害死亡・後遺障害保険金額 ★傷害補償(標準型)特約	1,321.5万円	1,566.5万円
特定感染症による 葬祭費用保険金 ★特定感染症危険 「葬祭費用保険金」補償特約	—	300万円(限度)
傷害入院保険金日額 ★傷害補償(標準型)特約	8,000円	
傷害手術保険金 ★傷害補償(標準型)特約	入院中の手術 : 傷害入院保険金日額×10 入院中以外の手術 : 傷害入院保険金日額×5	
傷害通院保険金日額 ★傷害補償(標準型)特約	4,000円	
一時払保険料 (1名あたり)	40,000円	45,000円

※理事長・施設長災害補償制度I型には傷害入院保険金および傷害手術保険金支払日数延長(730日)特約がセットされていますので、傷害入院保険金の支払限度日数およびお支払いの対象となる期間を180日から730日に延長します。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に限り、傷害手術保険金については、事故の発生の日からその日を含めて730日以内に手術を受けた場合にお支払いします。

※理事長・施設長災害補償制度II型には特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約、特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約がセットされています。詳細は、P.26をご参照ください。

※上記は職種級別A(事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。